

○上越市附属機関設置条例

令和6年3月22日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の設置に関し、法律又は他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表第1に定めるところにより、執行機関に附属機関を設置する。

2 前項に定めるもののほか、執行機関が必要と認めるときは、別表第2に定めるところにより附属機関を設置することができる。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌する事務は、別表第1及び別表第2に定めるところとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員（以下「委員」という。）の定数は、別表第1及び別表第2に定めるところとする。

2 委員は、別表第1及び別表第2に掲げる者のうちから、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表第1及び別表第2に掲げるところとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 別表第1の規定にかかわらず、上越市入札監視委員会について、この条例の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、同表中「2年」とあるのは「1年」とする。

別表第1（第2条―第4条関係）

執行機関	附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期
市長	上越市入札監視委員会	1 本市の入札及び契約の実施状況について報告を求め、その理由及び経緯を調査及び審議すること。 2 その他市長が必要と認めること。	6人以内	1 学識経験者 2 公募に応じた市民 3 その他市長が必要と認める者	2年
	上越市新産業創造支援事業審査委員会	1 上越市新産業創造支援事業補助金の交付事業者の選定に関すること。 2 その他市長が必要と認めること。	10人以内	1 学識経験者 2 関係団体の代表者 3 その他市長が必要と認める者	2年
	メイド・イン上越認証等審査委員会（工業製品）	1 メイド・イン上越（工業製品）の認証及び認証の更新に関すること。 2 その他市長が必要と認めること。	10人以内	1 学識経験者 2 事業者 3 関係団体の代表者 4 その他市長が必要と認める者	2年
	メイド・イン上越認証等審査委員会（特産品）	1 メイド・イン上越（特産品）の認証及び認証の更新に関すること。 2 その他市長が必要と認めること。	10人以内	1 学識経験者 2 事業者 3 その他市長が必要と認める者	2年

別表第2（第2条―第4条関係）

執行機関	附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期
市長	上越市災害義援金配分委員会	1 義援金の配分の対象及び基準に関すること。 2 その他市長が必要と認めること。	10人以内	1 公共的団体の代表者 2 その他市長が必要と認める者	委嘱の日から当該配分が終

	会	2	その他市長が必要と認めること。		と認める者	了する日まで
	上越市立 保育園の 民間移管 に関する 事業者選 定委員会	1 2	1 保育園の移管先事業者の選定に関すること。 2 その他市長が必要と認めること。	10人以内	1 学識経験者 2 関係団体の代表者 3 地縁団体等の代表者 4 市の職員 5 その他市長が必要と認める者	委嘱又は 任命の日 から当該 選定が終 了する日 まで
	上越市森 林経営管 理実施権 の設定を 受ける民 間事業者 選定委員 会	1 2	1 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定に関すること。 2 その他市長が必要と認めること。	5人以内	1 市の職員 2 関係行政機関の職員	委嘱又は 任命の日 から当該 選定が終 了する日 まで
市長又は教 育委員会	指定管理 者の選定 に係る委 員会	1 2	1 各公の施設における指定管理者の候補者の選定に関すること。 2 その他市長又は教育委員会が必要と認めること。	それぞれ の委員会 ごとに7 人以内	1 学識経験者 2 施設の利用者の代表者 3 市の職員 4 その他市長又は教育委員会が必要と認める者	委嘱又は 任命の日 から当該 選定等が 終了する 日まで
	契約の相 手方の選 定に係る 委員会	1 2	1 本市の委託業務、財産の売却等に係る契約の相手方の選定に関すること。 2 その他市長又は教育委員会が必要と認めること。	それぞれ の委員会 ごとに10 人以内	1 学識経験者 2 市の職員 3 その他市長又は教育委員会が必要と認める者	委嘱又は 任命の日 から当該 選定等が 終了する 日まで